

# 次世代育成支援対策推進法案

## <平成17年度から10年間の時限立法>

### 行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

### 地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
  - ②都道府県行動計画
- 地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表等

### 事業主等行動計画の策定

- ①一般事業主行動計画（企業等）
  - \* 中小企業（300人以下）努力義務
  - \* 特に対策を推進している事業主の認定
- ②特定事業主行動計画（国・地方公共団体）
  - \* 策定・公表

施策・取組への協力等

策定支援等

### 次世代育成支援対策地域協議会

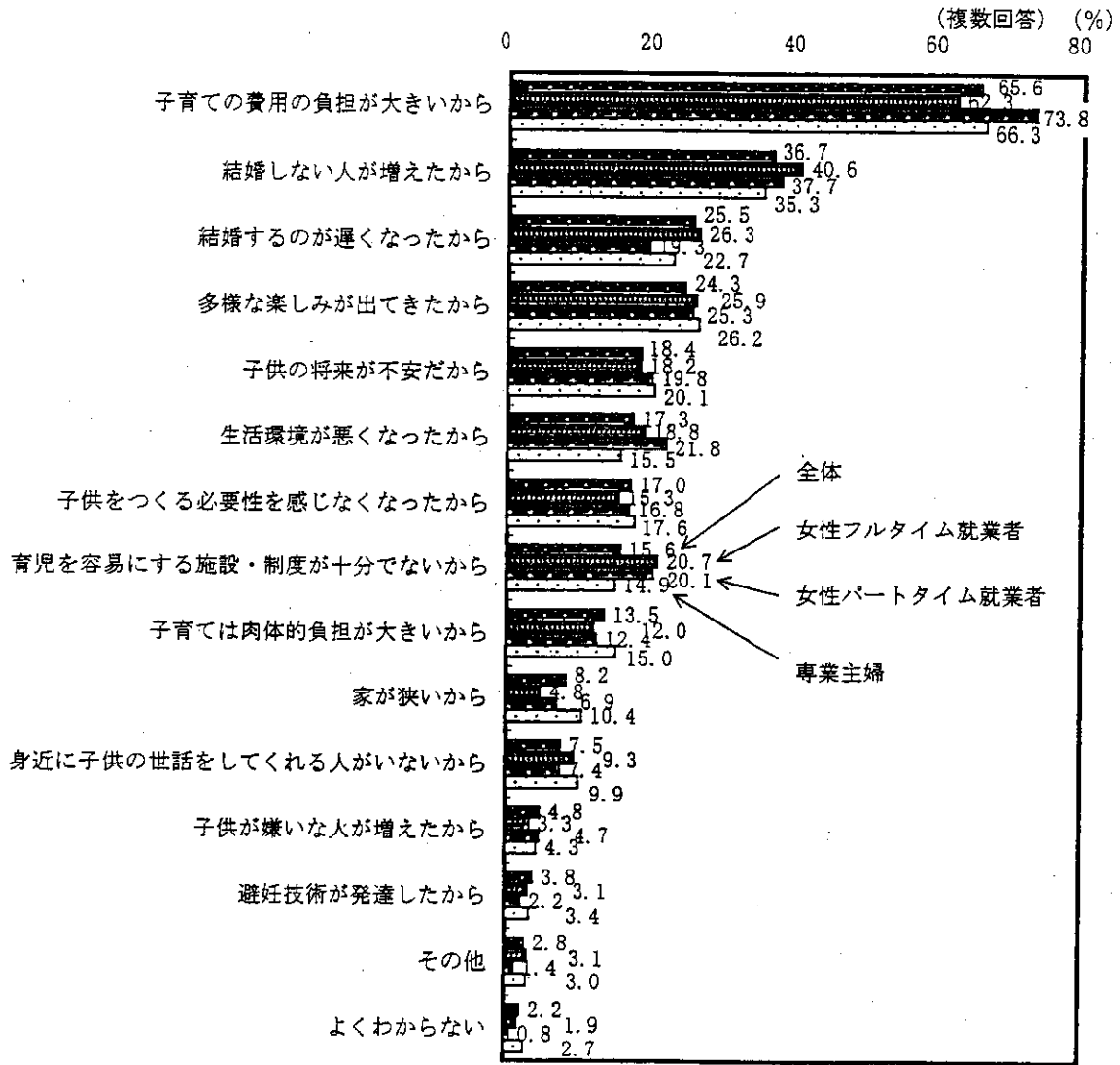
・都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織。

### 次世代育成支援対策推進センター

・経済団体による情報提供、相談等の実施。

出生率低下の原因は「子育て費用の負担が大きいから」と考える割合が高い

「我が国の合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに産む子供の数）は近年低下傾向が続いており、1999年には1.34人となっております。あなたは、この出生率の低下の原因は何だと思えますか。次のうち3つまでお答えください。（〇は3つまで）」



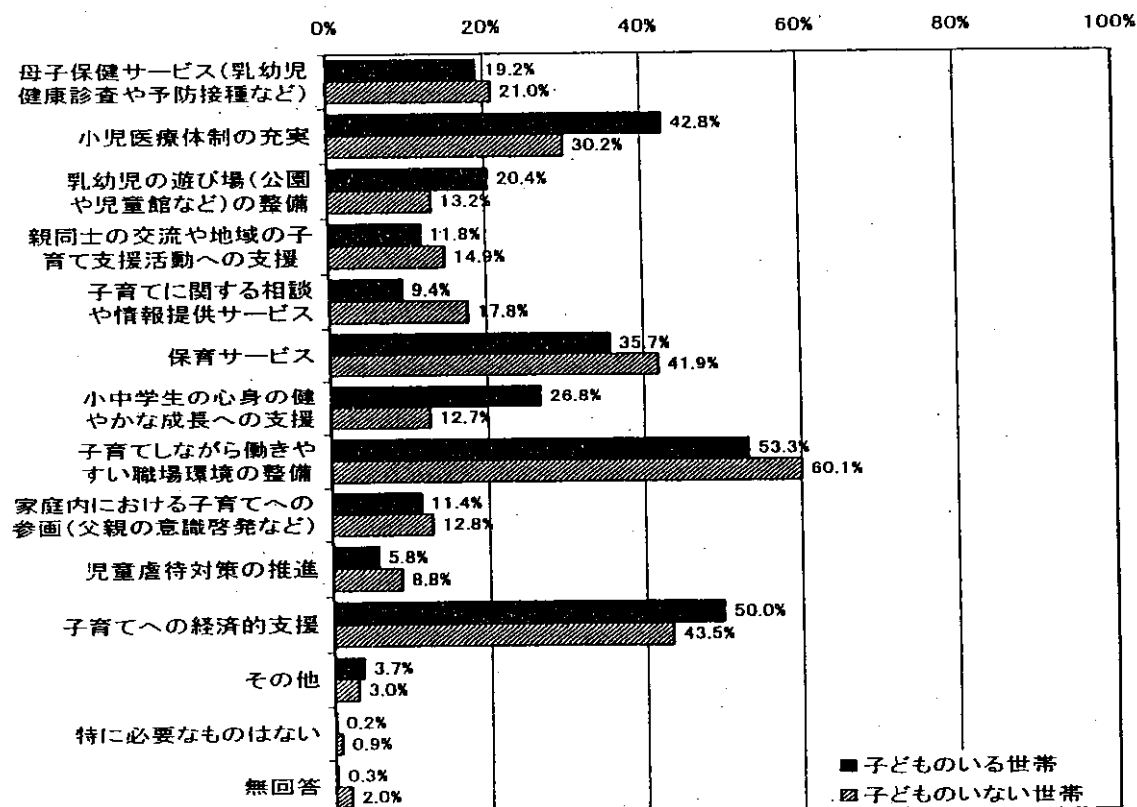
(備考) 1. フルタイム就業者は、「勤め人」である。パートタイム就業者は、「主婦（パートタイム就業者）」である。専業主婦は、「主婦（無業の）」である。  
 2. 就業形態不明者および無回答は除いた。  
 3. 回答者は3,988人。そのうち、女性フルタイム就業者は483人、女性パートタイム就業者は363人、専業主婦は626人。

(出典：「平成13年度国民生活選好度調査」内閣府国民生活局)

## ○今後充実が必要な施策・サービス及び支援等 (複数回答、3つまで)

子どものいる世帯、いない世帯ともに、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」と「子育てへの経済的支援」が第1位、第2位を占めている。

今後充実が必要な施策・サービス及び支援等(複数回答、3つまで)



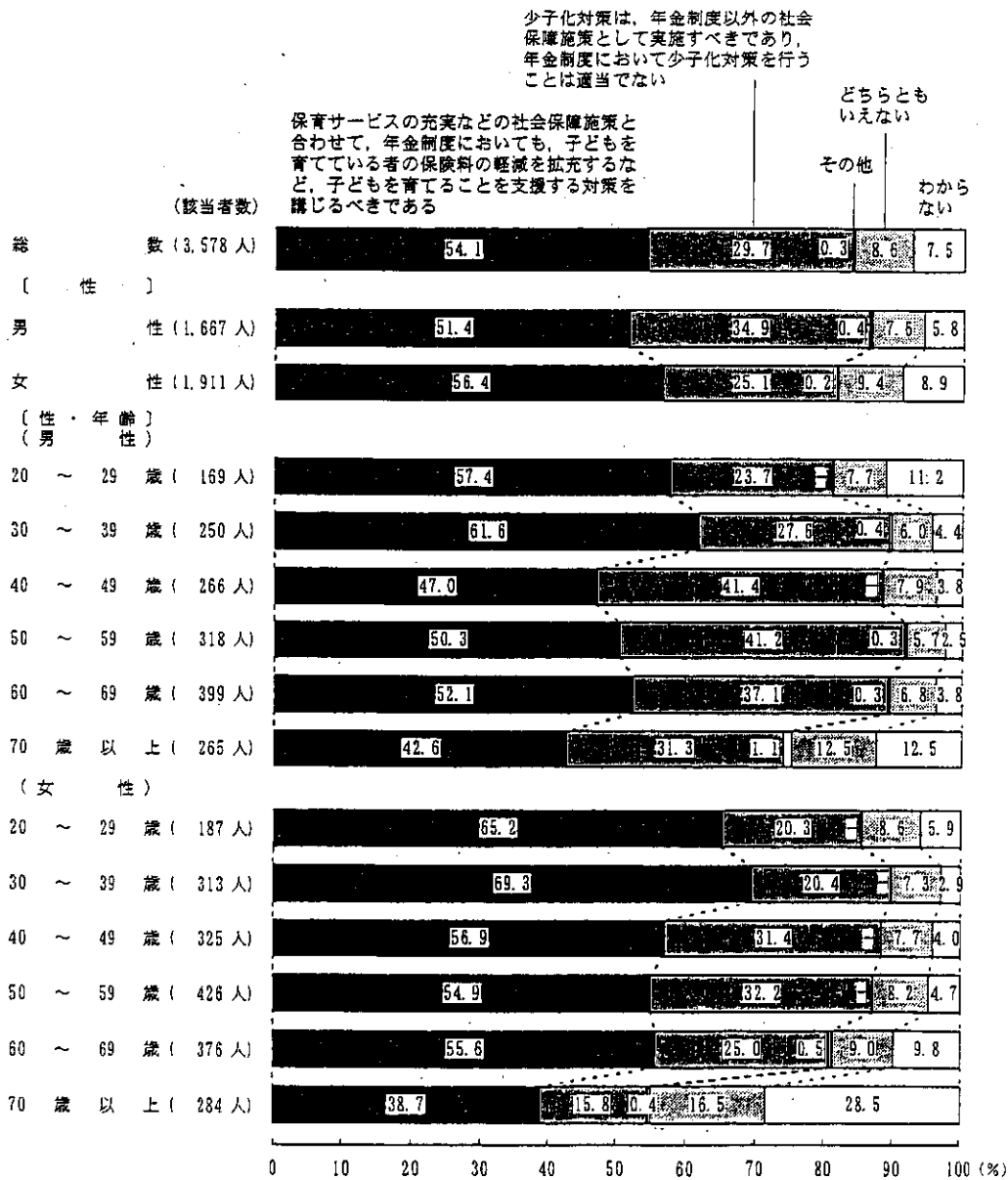
出典：厚生労働省 平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業  
「子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書」(平成14年3月)

## 平成15年2月 公的年金制度に関する世論調査

### 年金制度の中での少子化対策について

現在の公的年金制度は働いている世代全体で高齢者を支える仕組みを採っている。この年金制度において、制度の支え手となる次の世代の育成を支援することについて、考えに近いものはどれか聞いたところ、「保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである」と答えた者の割合が54.1%、「少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当でない」と答えた者の割合が29.7%となっている。

### 年金制度の中での少子化対策について



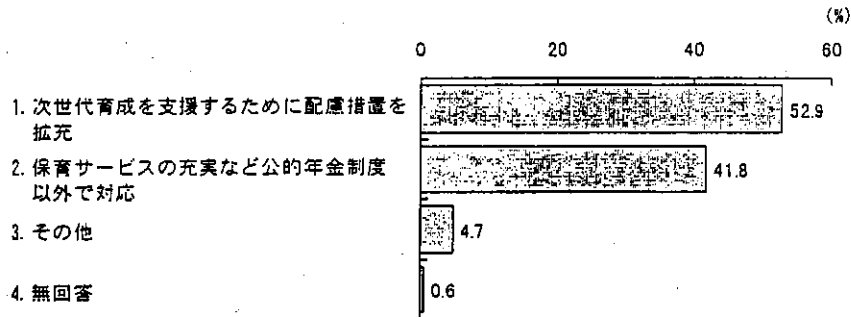
(出典：「平成15年2月 公的年金制度に関する世論調査」内閣府)

## 平成15年5月 年金改革に関する有識者調査

### 育児期間への配慮措置の拡充の是非について

公的年金制度における育児期間への配慮措置の拡充の是非について尋ねたところ、52.9%の人が「公的年金制度にとって、制度を支える次の世代の育成を支援することも重要な課題であり、子供を育てることが不利にならないよう、公的年金制度としても、育児期間への配慮措置を拡充すべき」と回答している。これに対して、41.8%の人は「公的年金制度は老後の所得保障を行うために運営されており、次世代育成支援はむしろ保育サービスの充実など、公的年金制度以外で考えていくべき」と回答している。

(全体の結果)



(性・年齢・分野別)

		合計	次世代育成を支援するために配慮措置を拡充	保育サービスの充実など公的年金制度以外で対応	その他	無回答
全体		1,238	52.9	41.8	4.7	0.6
性別	男性	940	52.1	42.7	4.8	0.4
	女性	277	56.0	39.7	4.3	-
	無回答	21	47.6	28.6	4.8	19.0
	無回答	21	47.6	28.6	4.8	19.0
年齢	20歳台	32	68.8	31.3	-	-
	30歳台	135	48.9	49.6	1.5	-
	40歳台	191	57.1	36.1	6.8	-
	50歳台	481	53.4	40.5	5.6	0.4
	60歳台	275	49.5	45.8	4.0	0.7
	70歳以上	98	53.1	43.9	3.1	-
	無回答	26	50.0	26.9	7.7	15.4
	無回答	26	50.0	26.9	7.7	15.4
分野	学識者	239	57.3	37.2	5.4	-
	年金実務	187	44.4	50.8	4.3	0.5
	報道・評論	91	47.3	46.2	6.6	-
	経済界	101	50.5	46.5	2.0	1.0
	労働界	133	65.4	20.3	12.8	1.5
	農林水産・自営業	111	53.2	43.2	2.7	0.9
	青年	105	45.7	50.5	1.9	1.9
	女性団体等	123	49.6	47.2	2.4	0.8
	行政機関	148	58.1	39.2	2.7	-

(出典：「平成15年5月 年金改革に関する有識者調査」厚生労働省)

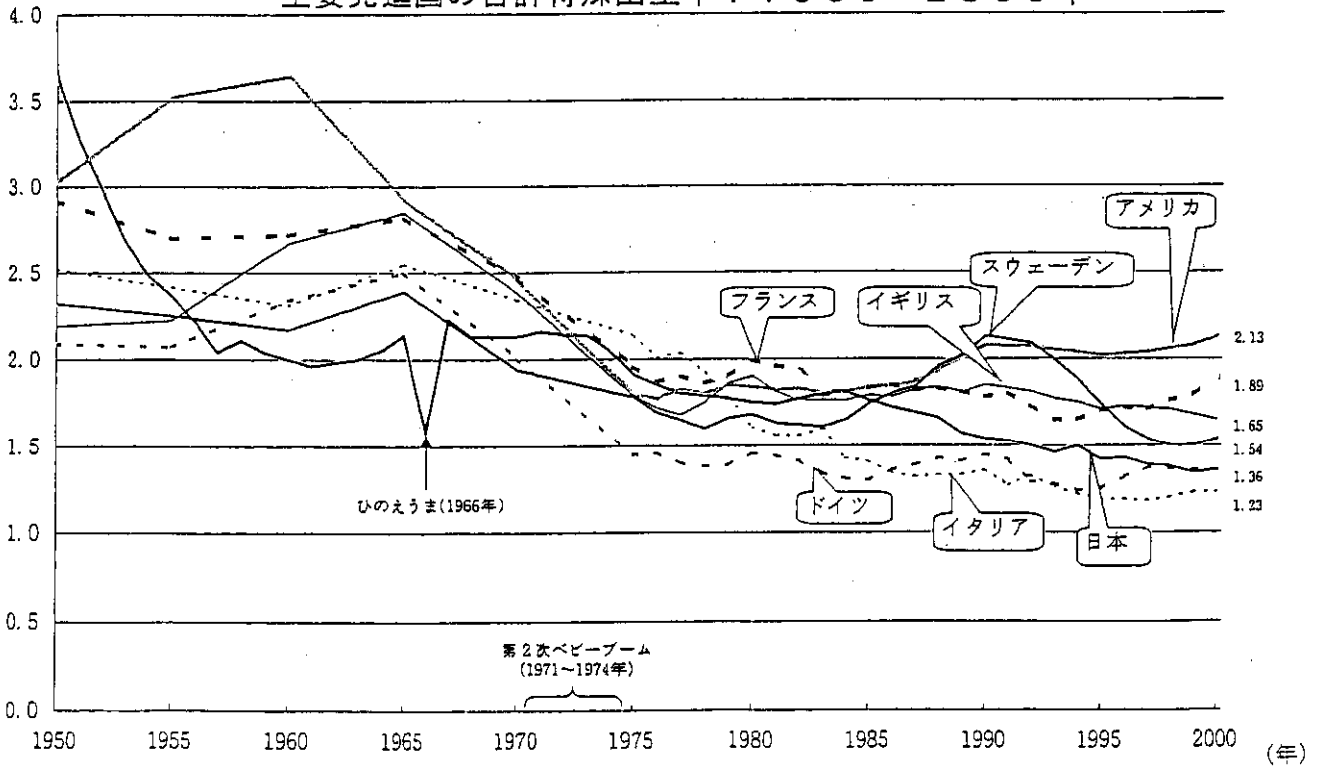
○ 先進諸国の合計特殊出生率の状況

1970年代から80年代にかけて、一貫して下がっているが、1980年代後半以降、引き続き下がり続ける国と下げ止まりないし上昇している国もある。

○ 先進国における合計特殊出生率の推移

	日本	アメリカ	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	イタリア
1950年	3.65	3.02	2.92	2.19	2.32	2.05 (1951)	2.52
1980年	1.75	1.84	1.99	1.89	1.68	1.46	1.61
現在	1.33 (2001)	2.13 (2000)	1.89 (2000)	1.65 (2000)	1.54 (2000)	1.36 (2000)	1.23 (2000)

主要先進国の合計特殊出生率：1950～2000年



出典：諸外国 UN, Demographic yearbook及びCouncil of Europe, Recent demographic developments in Europe and North America  
 日本 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

少子化に関連する主要国の取り組み

	アメリカ	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	日本	
合計特殊出生率の動向	60年代始めから70年代半ばに大きく低下したが、その後上昇し、90年代は2以上で推移。 [2000年 2.13]	60年代半ばから70年代半ばに大きく低下後、1.8前後で安定的に推移。近年は上昇の傾向。 [2000年 1.89]	60年代半ばから70年代半ばに大きく低下後、1.8前後で安定的に推移。近年、やや低下の傾向。 [2000年 1.65]	60年代後半から80年代前半にかけて低下後、一旦上昇に転じたが、90年代に再度低下の傾向。 [2000年 1.54]	60年代後半より低下し、近年は94年に1.24と最低を記録するなど低水準で推移。 [2000年 1.36]	70年代半ば以降、低下傾向が継続。 [2001年 1.33]	
○人口	○人口 26,760万人:97年	○人口 5,850万人:97年	○人口 5,900万人:97年	○人口 880万人:97年	○人口 8,270万人:98年	○人口 12,693万人:00年	
○年少人口割合	○年少人口割合 21.6%:97年	○年少人口割合 19.9%:93年	○年少人口割合 19.3%:96年	○年少人口割合 18.8%:96年	○年少人口割合 16.1%:96年	○年少人口割合 14.6%:00年	
○老年人口割合	○老年人口割合 12.7%:97年	○老年人口割合 14.5%:93年	○老年人口割合 15.7%:96年	○老年人口割合 17.4%:96年	○老年人口割合 15.7%:96年	○老年人口割合 17.4%:00年	
現況	女性の労働力率 (2000年、日本は2001年 [カッコ内は男性]) 20~24歳 73.3%(82.6%) 25~34歳 76.3%(93.4%) 35~44歳 77.3%(92.6%)	20~24歳 46.9%(55.5%) 25~34歳 78.6%(93.7%) 35~44歳 79.9%(95.9%)	20~24歳 68.9%(81.9%) 25~34歳 75.3%(93.8%) 35~44歳 77.2%(93.3%)	20~24歳 61.6%(70.0%) 25~34歳 81.9%(88.6%) 35~44歳 87.9%(92.1%)	20~24歳 68.8%(79.0%) 25~34歳 78.3%(93.9%) 35~44歳 78.9%(98.4%)	20~24歳 75.1%(71.7%) 25~34歳 56.6%(96.8%) 35~44歳 66.4%(97.7%)	
現状	就業者のパートタイム労働者比率(2000年) 女性 18.2% 男性 7.9%	女性 24.3% 男性 5.3%	女性 40.8% 男性 8.4%	女性 21.4% 男性 7.3%	女性 33.9% 男性 4.8%	女性 41.3% 男性 6.2%	
き	出産休業の期間等	第2子までは、予定日前6週間・出産後10週間。第3子の場合は18週、3人以上の多胎児の場合は22週に延長。	予定日前・出産後計18週間	出産前後各7週間	予定日前6週間・出産後8週間	予定日前6週間・出産後8週間	
方	○取得可能期間	○生後又は養子縁組後1年間に12週間 ○全日休業	○3歳に達するまで最長3年間 ○全日休業、パートタイム労働(最長で通常の労働時間の80%)	○全日休業型:生後18月まで ○パートタイム労働型:18月以降8歳に達するまで	○3歳に達するまで最長3年間 ○全日休業。ただし、30時間を超えない範囲で就労できる。	○1歳に達するまで最長1年間	
保	○休業中の所得保障	○無給	○無給	○親保険により、休業中最初の12月間は80%の所得保障。次の3ヶ月間は定額の最低保証額による所得保障。	○2歳未満児を養育する者に対して、育児手当(出産手当と合わせて月600マルク;約4万円)が支給。 ○社会保険料の免除制度あり。	○賃金の40%を雇用保険から給付。社会保険料の免除制度あり。なお、休業中は実態として17%の事業所で金銭給付がある。	
児	○取得状況	○女性の36%、男性の34%が取得。(2000年前後の全国調査。州による違いはある。)	○取得者の95%以上が女性	○男女とも12%が取得。(1,000人対象の2000年調査。制度設計時は女性40%、男性10%が目標。) ※99年に育児休業制度が成立し、同年12月に施行。	○取得者の約30%が男性(取得日数の約10%)	○取得者の98%が女性 ○連邦育成補助金法改正・施行(2001)(育児休業の両立取得等)	
保	復職の保障	○育児休業前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利があり、使用者による損害賠償により担保。	○育児休業前と同じ又は同程度の職に復帰でき、賃金、使用者による損害賠償、育児手当金等の支払いにより担保。	○出産休業前の労働条件を下回らない条件で復職でき、裁判所による職復帰命令、再雇用命令等により担保。	○育児休業前と同程度の職に復帰でき、使用者による損害賠償により担保。	○事業主に対して、育児休業後の再雇用につき特別の配慮を行う努力義務が課されている。	
保	低年齢児の主要サービスの種類と利用者数・定員 (利用数・定員数抽出期間年計)	保育所 182万人、保育校 115万人 :学齢前 家庭直保 214万人 :学齢前(93年) ※全国統一制度なし	集団型保育所 13.6万人:3歳未満 家庭型保育所 5.9万人:3歳未満 個別保育者 29.3万人:6歳まで (97年)	保育所 9.3万人:3歳未満 家庭型保育所 2.5万人:3歳未満 (97年)	保育所 15.1万人:3歳未満 個別保育者 不明 ※全国統一制度なし	保育所 55.2万人:3歳未満 (182.8万人:就学前) (2001年4月現在)	
保	(参考)就学前児童数	母親(既婚)が就業する5歳未満児数:994万人(93年)	3歳未満児数:214万人(98年)	5歳未満児数:315万人(96年)	3歳未満児数:29万人(97年)	3歳未満児数:240万人(94年)	
育	個別保育者、家庭保育の位置づけ等 需給状況	○州政府等の認可を受けたものと認可外のものがある。 ○母親(既婚)が就業する5歳未満児数に対する利用者数 保育所→18%、保育校→12%、家庭保育→22%(この他には、親やベビーシッター等)	○県の認可と研修受講が必要 ○保育所が不足 ○3歳未満児数に対する集団型保育所定員の割合→6%	○地方当局への登録が必要 ○保育サービス全体が不足 ○5歳未満児に対する保育所・個別保育者定員の割合→10%程度	○コミュニティが実施責任(保育所との区別なし) ○待機はほぼ解消 ○3歳未満児数に対する保育所・家庭型保育所利用者数→41%	○州によっては個別保育者利用への補助制度あり ○旧西独の保育所が不足 ○3歳未満児数に対する保育所利用可能人数の割合→6%(旧西独 2% :旧東独 41%)	○家庭的保育事業を実施する市区町村に対し、必要な経費を補助 ○地域によって需給に偏在あり ○3歳未満児数に対する保育所入所児童数の割合→16%
税	控除制度の有無	○児童扶養控除あり ○保育費用対象の控除あり 児童手当制度なし	○家族除税制度(N分N乗方式) ○育児経費について控除あり 第2子より、原則義務教育終了(16歳まで)、所得制限なし。	○児童扶養控除制度あり 第1子より、原則16歳未満、所得制限なし。	○児童扶養控除制度なし 第1子より、原則18歳未満、所得制限なし。	○児童扶養控除制度あり (児童手当との選択制) 第1子より、原則18歳未満、原則所得制限なし。	
給	支給対象及び所得制限の有無	—	子ども2人計 882フラン(1.4万円) 3人計 1,586フラン(3.1万円) 4人計 2,430フラン(4.8万円) 5人計 3,300フラン(6.5万円) 第6子以降の子ども1人あたり 874フラン(1.7万円)	第1子 62.4ポンド(1.2万円) 第2子~ 41.6ポンド(0.8万円) ※適当な支払い額を規定	第1子 750クローネ(1.1万円) 第2子 750クローネ(1.1万円) 第3子 950クローネ(1.4万円) 第4子 1,350クローネ(2.0万円) 第5子~ 1,500クローネ(2.2万円)	第1子 250マルク(1.7万円) 第2子 250マルク(1.7万円) 第3子 300マルク(2.0万円) 第4子~ 350マルク(2.3万円)	
的	※フランス・スウェーデンは98年	—	—	—	—	—	
担	※円への換算レートは99年4月1日現在	—	—	—	—	—	
経	(参考)平均賃金(製造業、月額)	2,599ドル(31.0万円)(2000年)	9,292フラン(18.4万円)(97年)	1,744ポンド(33.8万円)(2000年)	17,440クローネ(25.2万円)(98年)	4,444マルク(29.6万円)(98年)	
源	—	—	—	—	—	—	
増	—	—	—	—	—	—	
減	—	—	—	—	—	—	
当	—	—	—	—	—	—	
他	—	—	—	—	—	—	
の	—	—	—	—	—	—	
他	—	—	—	—	—	—	

(人口調査委員会「少子化に関する諸外国の取組みについて」(平成11年6月)を一部修正)

## 日本及び諸外国における育児期間等に係る配慮措置と育児休業制度

国名	育児期間の取扱い	
		(参考) 育児休業制度
日本	育児・介護休業法上の育児休業を取得する労働者について、当該期間における厚生年金保険料が免除される。(この間は、直近の標準報酬をもとに年金額が算定される。)	○対象者 日々雇用及び期間雇用を除く労働者 ○形態 全日休暇 ○期間 子どもが1歳に達するまでに連続した期間(子ども1人につき1回)
ドイツ	◎育児期間(子1人について出生後の3年間)は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす ◎さらに、2002年施行した改正法によって、子が10歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満の者について、平均賃金の50%~100%の範囲内で、報酬を年金計算上高く評価する措置がとられることになった。	○対象者 男女労働者(実親、養親を問わない) ○形態 全日休暇 ○期間 子どもが3歳に達するまでの3年間、(ただし、このうち1年間については、使用者の同意があれば3歳から8歳までのうちの1年間に取得できる。)
イギリス	◎家庭責任のための保全措置 16歳未満の子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がないものについては、基礎年金の額の算定に当たって加入すべき年数から該当する期間控除(控除後の期間の下限は、有資格年の1/2(又は20年))され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能。	○対象者 1年以上勤続している男女労働者(実親、養親を問わない) ○形態 全日休暇 ○期間 子どもが5歳に達するまでの13週間、ただし、1年につき最大4週間
フランス	◎女性の被保険者が、子の16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定に当たって、子1人につき2年間加入期間が加算される。 ◎さらに男女とも少なくとも3人の子を養育(16歳になるまでの間に少なくとも9年間自身か配偶者が養育したことが要件)した被保険者は、年金額を10%加算	○対象者 男女労働者(実親、養親を問わない) ○形態 全日休暇、労働時間の短縮 ○期間 子どもが3歳に達するまで原則として1年間(1年単位の延長を2回行うことが可能。)
スウェーデン	育児期間(子が4歳に達するまでの期間)と兵役期間については、年金権が保障される一定の配慮を行っている 育児期間については、所得の喪失や減少があった場合、 ①子の出生年の前年所得 ②16歳以上65歳未満の全加入期間の平均所得の75% ③現実の所得に基礎額(37,300加-ネ)を上乗せした額の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う	○対象者 男女労働者(実親、養親を問わない) ○形態 全日休暇、労働時間の短縮 ○期間 全日休暇は子どもが生後18ヶ月 労働時間の短縮は、子どもが8歳未満又は小学校1年生終了まで。
アメリカ	特に措置はとられていない	○対象者 50人以上の労働者を雇用している事業主に12か月間雇用されており、直近12か月間に最低1,250時間の労務に服している労働者 ○形態 全日休暇 ○期間 1年につき12週間

(注) 諸外国における育児休業制度については、平成9年の旧労働省調査による。



## ドイツ・フランスにおける家族政策と年金制度

	ドイツ	フランス
家族政策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族政策においては一貫して慎重な立場をとっており、国家は結婚と家族に対して助成的機能を果たすにすぎないという考えを基本に置いてきた。</li> <li>○児童手当や税控除など有子家庭の経済支援に加え、育児休業の充実。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦後一貫して、出生促進目的の家族政策（手厚い児童手当や所得控除、高水準の公的保育サービス等）を実施。</li> </ul>
年金制度における施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1986年に1年間の児童養育期間が導入され、当該期間については保険料免除の上、平均賃金75%相当の保険料納付とみなされた。</li> <li>○その後、児童養育期間が3年に延長され（1992年）、保険料のみなし納付額は平均賃金の100%に引き上げられた（2000年）。</li> <li>○こののみなし規定は同時期の保険料納付済期間に対して追加的に算入される。</li> </ul> <p>※1992年の連邦憲法裁判所決定では、年金保険について、当時既に導入されていた児童養育期間の制度を前提に、子の養育について一層の配慮を求める判断が示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○16歳未満の子供を持つ女性被保険者で、最低9年間養育していた者について、子1人につき2年の期間加算。</li> <li>○父親、母親を問わず、被保険者が育児休業を取得した場合には、その取得期間について加算。</li> <li>○子を3人以上養育した年金受給者に対して、年金額の10%を「育児加給」として加算。</li> <li>○保険料拠出期間30年以上で、3人以上の子供の母親である労働者については、最高の給付乗率（50%）を保障。</li> </ul>
出生率の動向	<p>低推移で推移（統合後、一時低下）</p> <p>1. 24（1994年）→1. 36（2000年）</p>	<p>比較的高水準で推移し、近年は上昇傾向</p> <p>1. 65（1994年）→1. 89（2000年）</p>

（出所）古瀬徹・塩野谷祐一編「先進諸国の社会保障4ドイツ」（東京大学出版会）

藤井良治・塩野谷祐一編「先進諸国の社会保障6フランス」（東京大学出版会）

阿藤誠（主任研究者）「先進職の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」（厚生科学研究費平成11、12年度報告書）

日本労働研究機構欧州事務所「フランスの社会保障制度の概要—年金制度及び年金改革の動向を中心に—」（特別レポート Vol. 4）

日本労働研究機構欧州事務所「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」（特別レポート Vol. 5）

年金研究総合センター「年金と経済」（Vol. 20 No. 5）「ドイツの年金改革」（府川哲夫）「フランスの年金改革」（岡伸一） 等

## ドイツ年金保険についての 1992 年独連邦憲法裁判所決定における判断

子を養育する者と子のいない者との社会保険における公平の問題に関しては、年金保険の児童養育期間（平均賃金の一定割合に相当する賃金に見合った義務保険料が納付されたとみなされる。当初は、子の誕生後 1 年間について平均賃金の 75% に相当する賃金とみなすこととされていた。）について、92 年の連邦憲法裁判所決定では、当時既に導入されていた児童養育期間の制度を前提に、子の養育について一層の配慮を求める判断が示されている。

なお、年金保険の児童養育期間については、92 年改革で 3 年間に期間延長され、さらに 99 年改革で平均賃金の 100% に相当する賃金とみなすこととされている。

- ・ 基本法第 6 条からは、家族負担調整に関する国の一般的な義務が導き出せるだけで、調整の具体的な内容は立法者の裁量に委ねられており、むしろ、基本法第 6 条第 1 項と結びついた基本法第 3 条第 1 項が検討の基準となる
- ・ 世代間契約に基づく賦課方式の財政システムをとっている年金保険は、保険料を負担する次の世代なしには存続し得ない。したがって、子を養育する者は、それによって年金保険制度の維持に貢献している
- ・ それにもかかわらず、子を養育する者は、そのために就労できなくなり、収入が減少するだけでなく、将来の年金額も少なくなるという不利な状況におかれている
- ・ 子を養育する者が、年金保険において、このように不利な状況におかれていることは、年金保険法の規定を通じて調整されるべきである
- ・ ただし、その際には、立法者に広範な裁量が認められる

※ 基本法はドイツの憲法に当たるもの。

基本法第 3 条第 1 項 すべての者は法の下に平等である。

基本法第 6 条第 1 項 婚姻及び家族は、国家秩序の特別の保護を受ける。

本資料は、松本勝明「介護保険の保険料負担と子の養育—ドイツ連邦憲法裁判所決定を巡る論点—」（社会保険旬報 No. 2110（2001 年 9 月 11 日））等を基に事務局においてまとめたもの。